温水	一・一九
冷水	一・一九

備考

この表において「産業用蒸気」とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等以外の工場等から供給された蒸気をいう。

［削る］

別表第三（第九十三条関係）

一　エアコンディショナー（家庭用エアコンディショナーを除く。）	一～四　［略］
二～二十四　［略］	［略］

別表第四（第九十五条関係）

一　［略］	［略］	
二　サッシ	経済産業大臣が定める方法により測定した熱貫通率をワット毎平方メートル毎ケルビンで表した数値	
三　［略］	［略］	

温水	一・三六
冷水	一・三六

備考

この表において「産業用蒸気」とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等以外の工場等から供給された蒸気をいう。

別表第三（第四条関係）

電気　一キロワット時	
イ　昼間の電気	九千九百七十キロジュール
ロ　夜間の電気	九千二百八十キロジュール

備考

一　この表において「電気」とは、一般送配電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）又は配電事業者（同項第十一号の三に規定する配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

二　この表において「昼間」とは、午前八時から午後十時までをいい、「夜間」とは、午後十時から翌日の午前八時までをいう。

別表第四（第九十三条関係）

一　エアコンディショナー（家庭用品品質表示法施行令別表第三号(一)のエアコンディショナーを除く。）	一～四　［略］
二～二十四　［略］	［略］

別表第五（第九十五条関係）

一　［略］	［略］	
二　サッシ	経済産業大臣が定める方法により測定した建築物の内外の温度差一度当たりの熱損失量をワット毎ケルビンで表した数値	
三　［略］	［略］	

備考　表中の［　］は注記である。